平成２１年（フ）第８８３号
兵庫県尼崎市塚口町５丁目10番地の１サンシャイン塚口105、前住所地兵庫県尼崎市富松町４丁目19番30号ルミエール塚口201号
債務者　田村惠美子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８９号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目20番13号
債務者　竹田　朱里
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９０６号
兵庫県芦屋市大東町15番３号、前住所大阪市西成区天下茶屋２丁目２番14号
債務者　中嶋　　学
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５号
兵庫県宍粟市一宮町上野田338番地１
債務者　岡本ハルミ
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１０９号
兵庫県たつの市龍野町北龍野114番地
債務者　松下　浩子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５８号
徳島県美馬郡つるぎ町一宇字赤松764番地
債務者　原田　敏宏
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第５９号
徳島県美馬郡つるぎ町一宇字赤松764番地
債務者　原田　み季
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第８１２号
高知市井口町99番地
債務者　清水　健史
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８１３号
高知市井口町99番地
債務者　清水　玉美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８１９号
高知市長浜4871番地２
債務者　小原　勝昭
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８２３号
高知県香美市土佐山田町佐古藪241番地１
債務者　中村　順一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８２９号
高知市長浜4456番地７　改住４号
債務者　濵村　リカ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８３８号
高知市神田508番地７　谷岡アパート２Ｆ西
債務者　岡本　完三
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６７号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目５番10―207号
債務者　石橋　明子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８１９号
北九州市門司区錦町８番１号
債務者　今田　好美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９３５号
北九州市八幡西区上上津役１丁目23番35号201号
債務者　赤星　伸幸
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６０号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目14番１号
債務者　岩見　謙二
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０６１号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目14番１号
債務者　岩見富美子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部